

## 第2章 生ごみ等の資源化モデル事業

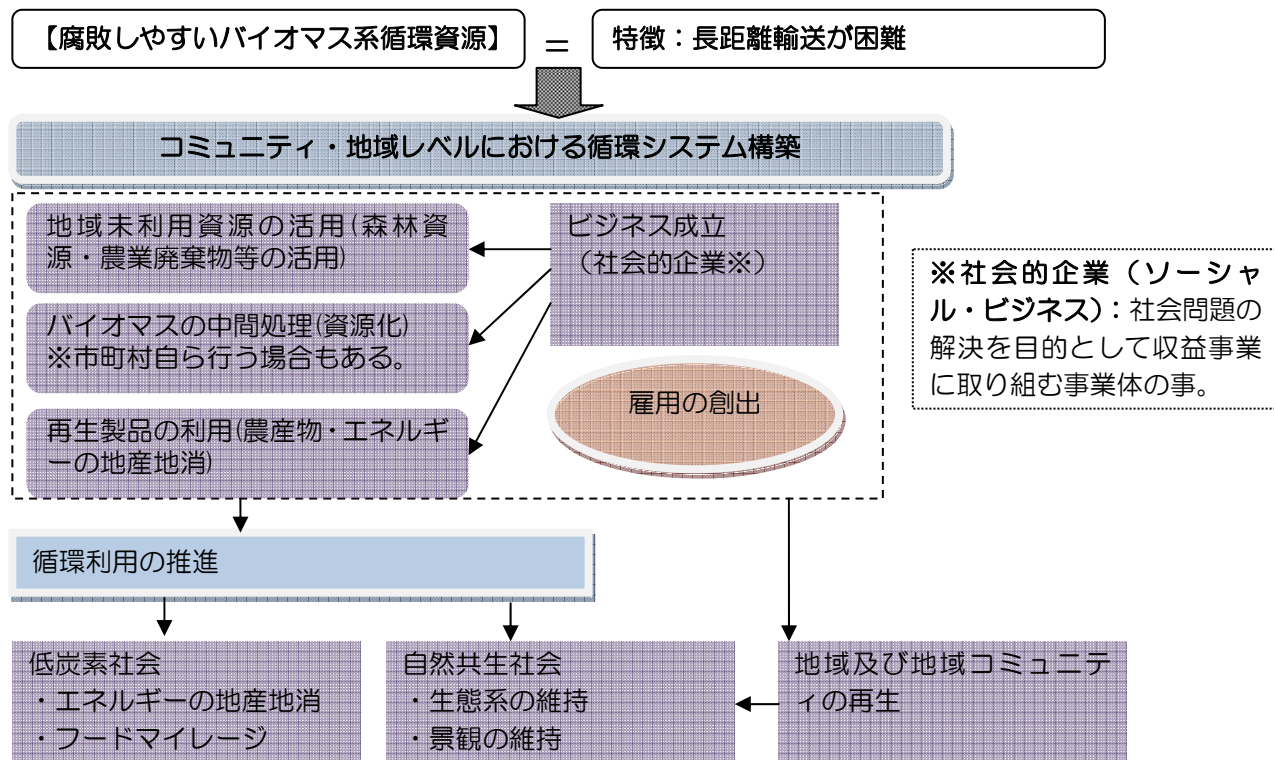
### 第1節 資源化モデル事業の目的

九州地方環境事務所では、第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）において、地域循環圏の構築を中心として循環型社会の形成を推進することとされたことを受け、平成21年度に有識者、関係団体、各県・政令市、市町村（一部）等で構成する「地域循環圏に関する九州会議」を設置し、九州地域における循環資源の現状や課題、今後の方向性等について調査・検討を行ってまいりました。

この中で生ごみに関しては、処理コスト削減の可能性、資源循環の推進、環境負荷軽減効果等を踏まえ資源化の検討が必要との方向性が示されました。

今年度は、昨年度までの事業成果を踏まえ、生ごみの資源化を検討している、若しくは地域の拡大を検討している市町村（地域）を3箇所程度モデル地域に選定し、当該地域における生ごみ資源化の可能性調査等を行うとともに、昨年度事業で作成した「生ごみ資源化推進マニュアル」を活用した資源化への取組支援を実施しました。

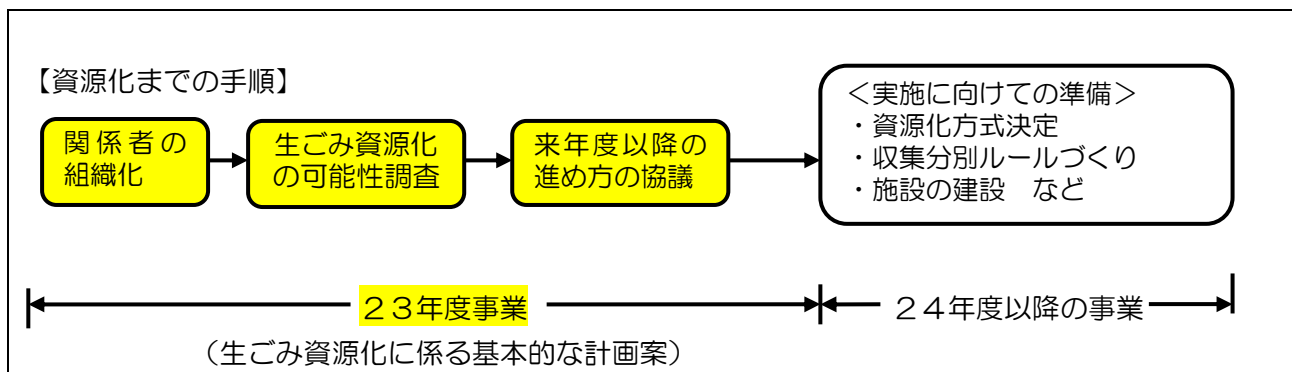
具体的な事業内容としましては、生ごみ資源化への取組は実現までに年数を要することから、本事業ではそのスタートラインとなる基礎的な調査（資源量、資源化の方策、コスト、環境負荷軽減効果の試算など）を行うとともに、現地での検討組織の設置を通じて関係者における意識の醸成や意見調整を図りつつ、当該地域の実情に応じた生ごみ資源化の基本的な計画案作成に向けた検討を行いました。



## 第2節 資源化モデル事業の概要

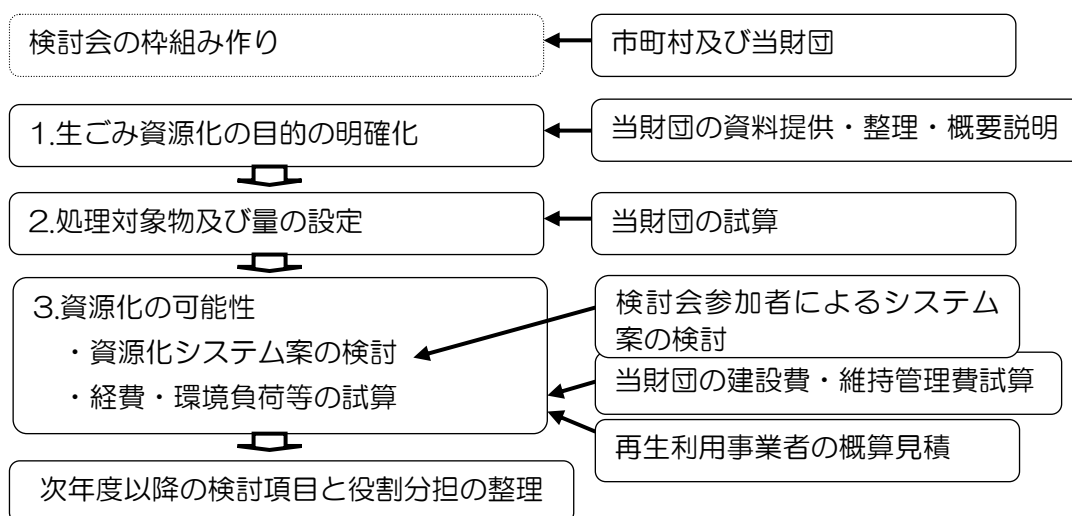
生ごみの資源化については、検討開始から実施に至るまでには数年を要するため、本事業では、「主体者及び関係者を組織化」し、「生ごみ資源化の可能性調査」を行うとともに、「来年度以降の進め方の協議（資源化導入のための準備体制と役割分担の決定）」を行うことまでとしました。

具体的には、生ごみ資源化のシステム案を提案頂き、その提案に係る経費や環境負荷等を試算した上で、当該地域の生ごみ資源化に係る基本的な計画（地域計画）案を作成しました。



検討の手順は、昨年度作成の「生ごみ資源化推進マニュアル」に沿って進めるものとします。具体的には次に示すとおりで、検討会の枠組みづくりでは、当該市町村と当財団が、処理対象の設定や資源化の可能性検討では、基礎情報の提供を当財団が、資源化方式の運搬費や処理費に関する試算については再生利用事業者が、また、システム案の具体的検討については構成メンバー全員がそれぞれ担うこととしました。

### <検討項目と担い手の整理>



### 第3節 モデル地域の選定

モデル地域については、九州・沖縄の市町村へ案内を送付し、平成23年9月5日から9月26日の間募集を行いました。（以下に募集要領を掲載）

募集の結果、6市町村より応募があり、地域の特性等を考慮して大野城市・太宰府市（共同で応募）、筑後市、対馬市を選定しました。

#### 募 集 要 領

- 1 対 象：九州・沖縄管内の市町村（複数自治体による広域的な取組も可）
- 2 対象資源：生ごみを想定していますが、生ごみと併せて他の有機性廃棄物（汚泥等）を資源化する場合も対象とします。
- 3 事業概要：地元関係者による検討会を設置します。今年度内に3回程度開催。構成員は、選定市町村・委託事業者のほか、地域の実情に応じて住民団体（自治会）・再生利用事業者・排出事業者・NPOなどに参加いただきます。  
検討会では以下の事項について検討を行い、当該地域における生ごみの地域循環の計画・構想案が描ければと考えております。
  - ・地域循環システム案（堆肥化・飼料化・エネルギー化等、事業主体）
  - ・システム案の比較（コスト、環境負荷、再生製品の利用等）
  - ・次年度以降の取組 など委託事業者は、検討会の設置・運営、資料作成のほか、生ごみ資源化に係る可能性調査（資源量、資源化の方策、コスト、環境負荷軽減効果の試算など）を関係者の協力を得て実施します。  
選定市町村には、資源化に当たっての基本的な考え方や基礎データの提供のほか、地元検討会の枠組み作り、会議運営等について協力をいただく予定です。  
検討会等に要する経費は委託事業者が支払いますので、基本的に市町村の負担はありません。詳細については、選定自治体と調整を図りつつ進めます。
- 4 事業期間：平成23年度
- 5 事業範囲：選定市町村の進捗度合いにもよりますが、資源化方策の具体的検討に入る体制の決定までを想定しています。
- 6 選定方針：資源化によるメリットが見込まれ、具体化の可能性の高い3箇所程度を選定。応募が多い場合は、地域の特性、想定される対象人口・資源化手法等に基づき総合的に判断し選定します。具体的な計画のあるもの、複数市町村による広域的な展開が期待できるものを優先しますが、必要に応じてヒアリングを行います。
- 7 募集期間：9月5日（月）～9月26日（月）
- 8 応募方法：別紙応募様式に必要事項を記載の上、下記担当（(財)日本環境衛生センター 西日本支局）まで送付下さい。
- 9 そ の 他：次年度以降については、要望があれば可能な範囲で支援を行う方針ですが、基本的には本年度事業を基盤として、当該市町村において地域の実情に応じて進めていただくこととなります。